

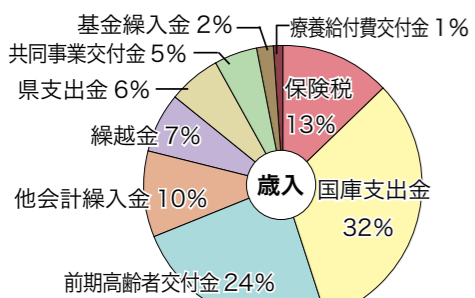
# 私たちの大切な地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します

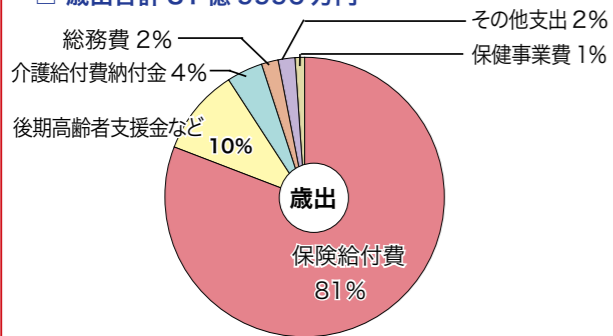


## 三好市の歳入と歳出のグラフ

歳入合計 35 億 6354 万円



歳出合計 31 億 9996 万円



加入者の皆さんに納めていただいている国民健康保険税の歳入に占める割合は13%（前年度比±0）です。（左図参照）

三好市国保の財政状況は、非常に苦しくなってきました。ジェネリック医薬品（後発医薬品）への変更や市が実施している特定健診やヤング健診など各種健康診断を受診したり、健康づくりポイント事業の積極的活用など、健康づくりに取り組み、加入者一人一人が医療費抑制に努めましょう。

# 国民健康保険の財政

今月は、国民健康保険の財政状況（決算）についてお知らせします。

## ◆ 歳入の状況

国民健康保険は国民皆保険の中核を担う医療保険です。病気に備えて、加入者で費用を出し合い、医療サービスの提供を行っています。国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、平成30年4月から、これまでの市町村に加え、都道府県も国民健康保険制度を担うこととなっております。詳細は後日お知らせいたします。

加入者の皆さんに納めていただいている国民健康保険税の歳入に占める割合は13%（前年度比±0）です。（左図参照）

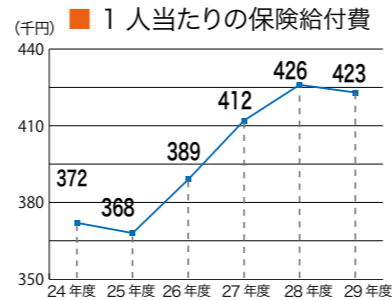
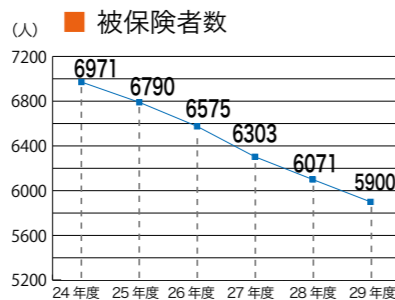
## ◆ 歳出の状況

国や県も負担金や補助金を交付しており、歳入の39%（前年度比+2%）を占めています。保険者間や制度間の格差緩和や国民健康保険者の運用安定のための交付金（療養給付費交付金・前期高齢者交付金・共同事業交付金）は30%（前年度比+1%）を占めています。繰入金の中には、国民健康保険の加入者の負担軽減のため、一般会計やそれまで積み立ててきた基金からそれぞれ7千万ずつ繰入を行ってきました。歳入に占める割合（他会計繰入金・基金繰入金）は12%（前年度比±0）です。

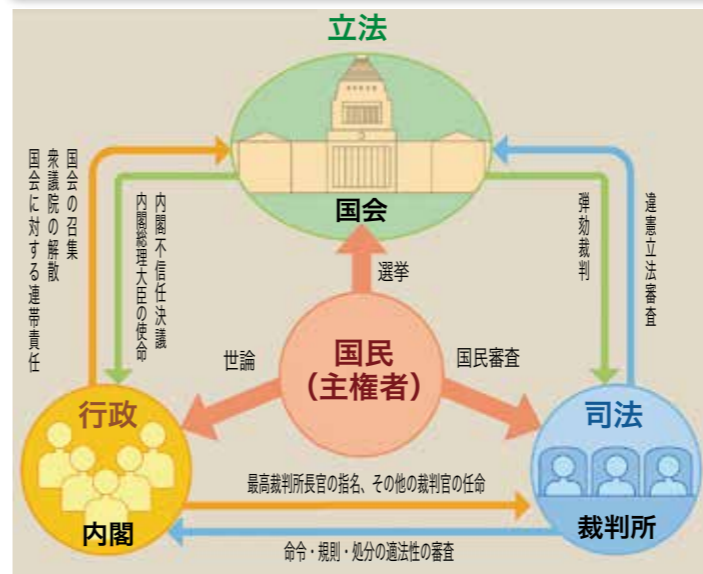
後期高齢者支援金などは、「後期高齢者医療制度」の発足に伴い自己負担額・公費負担額等を除いた約40%に相当する額を各医療保険者がそれぞれの加入者数に応じて負担するもので10%（前年度比±0）を占めています。

介護給付費納付金は、介護保険の40歳から64歳までの加入者「第2号被保険者」の方に、健康保険料（税）とともに介護納付金を納めていただき、各医療保険者が納付するものです。歳出の4%（前年度比-1%）を占めています。

国民健康保険特別会計の歳出の大半を保険給付費が占めています。



# こんにちは 人権室です



【図1】三権分立（衆議院ホームページより）

「改憲や護憲と言う前に憲法をちゃんと読んでますか」と投げかけた谷口講師の講座では、現政権下で推し進められている安全保障などに関する一連の法改正が、憲法（最高法規）、条約、法律、命令・規則・条例などの上位法から下を見るときに法律の鉄則を逸脱していることで多数の法律学者、弁護士が思想や信条を問わずに反対していること、憲法擁護義務（第99条）は国民ではなく、国家権力及びそれに携わる者（国務大臣や国会議員、公務員）に課せられると指摘しました。

国民の不断の努力によってこれを保持しなければならぬという努力や行動をしていますか」と問いかけられました。

たように、世論誘導のための報道規制や政権擁護の報道姿勢が国際的にも批判され、国連人権理事会から「国民のプライバシーや表現の自由を不当に制約する恐れがある」とする特別報告の書簡が政府に届きました。

ただ、私たちが本当に憲法を読み、条文を正しく理解しているかと言え、大いに不十分であり、講演では憲法全文を参照しながら、第12条の規定にあるように、「憲法が国民に保障する自由及び権利は、

三権分立（図1）では、立法府は「選挙」によって、司法は「国民審査」によって主権者たる国民から審査されますが、行政府（内閣）は直接的な審査機能はなく、「世論」が審査の指標となります。

8月だけのヒロシマ・ナガサキ、8月だけの反戦・平和でないように、この国の主権者として、憲法を一度じっくりと読んでみましょう。

8月は、広島、長崎への原爆投下の日や終戦記念日など平和を考える機会が多くあります。「国民主権、基本的人権の尊重、平和主義」の三原則をうたった日本国憲法をめぐって、さまざまな議論がされていますが、

「改憲や護憲と言う前に憲法をちゃんと読んでますか」と投げかけた谷口講師の講座では、現政権下で推し進められている安全保障などに関する一連の法改正が、憲法（最高法規）、条約、法律、命令・規則・条例などの上位法から下を見るときに法律の鉄則を逸脱していることで多数の法律学者、弁護士が思想や信条を問わずに反対していること、憲法擁護義務（第99条）は国民ではなく、国家権力及びそれに携わる者（国務大臣や国会議員、公務員）に課せられると指摘しました。

そのためには、政治を自分自身のものとし、国会や改憲議論の動向を常に注視し、政府や議員が憲法に違反するようなことをすれば直ちに止めなければならず、地元選出の議員がどういう態度でどういう採決に加わったのかなどを監視するのが主権者たる国民の役割だと憲法は求めています。

「インターネット、SNSなどが全盛の現代においても、国民が情報取得をする手段はテレビと新聞が上位であるため、そこで形成される世論は立憲主義にも大きく関わる要素。正確で公正な情報を取得することはもちろん、情報に対して主権者としての思想や行動を確立する努力を怠ってはならない」と谷口さんは参加者に訴えました。

第42回部落解放・人権西日本夏期講座より  
講師 谷口真由美さん（大阪国際大学准教授、部落解放・人権研究所理事）



# 改憲・護憲の前にまず「知憲」